

～産声をあげて42年～

平素より財団の活動に対し、多岐にわたるご支援とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

臓器移植は、重い病気や事故などにより臓器の機能が低下し、移植でしか回復の見込みがない人と、死後に臓器を提供してもいいという人を結ぶ医療のことです。

臓器を提供してもいいという皆さまの善意により成り立っている医療です。

「善意」の大切さを改めて感じさせられる医療です。

私たちの移植医療に関する取り組みは、1956年に社会福祉法人「慈愛園」内に「熊本眼の銀行」設立から始まりました。

その後ライオンズクラブの会員の皆様や眼科の先生方の活発な活動が契機となり、アイバンク協会の設立につながり、これまでに多くの方が「光」を取り戻すことができました。

現在、全国では54のアイバンクが活動を行っています。

アイバンクに端を発し、普及啓発に取り組んでまいりましたが、1989年の(財)角膜・腎バンク協会設立以降、

角膜だけでなく、臓器移植全般を県民の皆さまへ普及啓発する活動に取り組んでいます。

さらに当財団も今年で42年になりました。思いおこせばいくつかの節目がありました。

- 1979年 : 財団法人 熊本県アイバンク協会が熊本県保健予防課内に設立。
(熊本県のアイバンク発祥の源としてスタートしました。)
- 1989年 : 熊本県赤十字病院内に財団法人 熊本県角膜・腎臓バンク協会を設立。
(角膜にとどまらず他の臓器移植を積極的に進めていく方向性を持って活動を継続)
- 2013年 : 公益財団法人へ移行し、熊本県移植医療推進財団へと名称変更。
- 2018年 : 人口10万人あたりの提供数が全国最多となる。
- 2022年4月: 法人事務所を熊本県健康局薬務衛生課内に移転。
(心機一転さらに事業を継続的に普及、推進する体制を強化)

これからも、先人たちから引き継いだ「いのち」への優しさと思いを胸に移植医療の推進に邁進していきたいと考えています。

今後より多くの方に移植医療の理念が浸透することを祈念しますとともに、これからも当財団の活動に変わらぬご理解と

ご協力をお願い申し上げます。

公益財団法人 熊本県移植医療推進財団

代表理事 福田 稗

臓器移植法施行25周年

1997年10月16日に「臓器移植法」が施行され、今年で25年です。臓器移植法が施行されたことにより、我が国では脳死下の臓器提供が可能になりました。その後、2010年7月17日「改正臓器移植法」が全面施行され、本人の意思が不明な場合にも、家族の承諾があれば脳死下の臓器提供ができることとなりました。このことにより、15歳未満であっても脳死下の臓器提供が可能となり、小さなからだの子どもたちの心臓や肺の移植の道が開かれました。また、死後に臓器を提供する意思に併せて親族に優先的に提供できる意思を書面により表示できるとした「親族優先提供」も 2010年1月17日に施行されています。熊本県では、これまで県民公開講座、グリーンリボンキャンペーン、グリーンライトアッププロジェクト等の県民や医療従事者に向けた啓発活動を行っています。

今年は、臓器移植法施行25周年にあたり県民参加型の大々的な普及啓発も計画しておりますのでご期待下さい。



意思表示が、移植医療の希望になる。
グリーンリボンキャンペーン

グリーンリボンは移植医療のシンボルマークです。